

議案第 5 号

日進市国民健康保険税条例の一部改正について

日進市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、国民健康保険特別会計の適正かつ健全な運営を図るため、日進市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を 100 分の 2.0 から 100 分の 2.05 に、被保険者均等割額を 6,100 円から 6,900 円に引き上げる。
- (2) 介護納付金課税被保険者（40 歳から 64 歳まで）について、基礎控除後の総所得金額等に乗ずる割合を 100 分の 1.6 から 100 分の 1.8 に引き上げる。
- (3) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を引き上げることに伴い、国民健康保険税の減額のうち、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を改める。

日進市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

日進市国民健康保険税条例(昭和43年日進町条例第12号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.05</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア・イ 略</p> | <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,100円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.6</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア・イ 略</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,830</u> 円</p> <p>エ〜カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,450</u> 円</p> <p>エ〜カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,380</u> 円</p> <p>エ〜カ 略</p> | <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>4,270</u> 円</p> <p>エ〜カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>3,050</u> 円</p> <p>エ〜カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について <u>1,220</u> 円</p> <p>エ〜カ 略</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の日進市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税につ

いて適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。